

事 務 連 絡
令和7年2月14日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

令和8年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)及び「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和6年11月20日付け6文科高第1315号文部科学省高等教育局長、医政発1119第9号厚生労働省医政局長連名通知)を踏まえた令和8年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

(別添)

令和7年2月14日

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員等の増員について

1. 令和8年度の入学定員増に関する方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

令和8年度の医学部臨時定員については「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和6年11月20日付け6文科高第1315号文部科学省高等教育局長、医政発1119第9号厚生労働省医政局長連名通知）において、地域における医師確保のための令和8年度の医学部入学定員増に関する方針を示した。また、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（以下「検討会」という。）第9回（令和7年1月21日）において、令和8年度の医学部臨時定員の配分方針を決定した。以上を踏まえた具体的な臨時定員地域枠増の手續、留意事項等については、以下のとおりとする。

① 都道府県及び大学における対応

地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に係る入学定員の増員を、都道府県の第8次医師確保計画（前期）に基づき希望する大学及び都道府県は、増員の必要性、増員分に見合う数の学生を確保するための方策等を記載した文書を作成し、文部科学省及び厚生労働省に提出するものとする。申請する増員の数は、令和6年度に認可を受けた増員相当分についても必要性を再検討し、十分に精査し決定することが重要である。

その上で、第9回検討会で示した令和8年度の医学部臨時定員の配分方針に沿って配分を行う。特に、現行の医師確保計画で用いている医師偏在指標の上位1/3の都道府県及び当該都道府県と連携する臨時定員の増員を検討する大学においては、その定員の数の調整を行うこと。

都道府県においては、令和8年度の臨時定員地域枠の増員申請の検討に当たって、直近の需給推計では、**将来的には医師数（供給）が医療ニーズ（需要）を上回り医師数が過剰となることが見込まれ、臨時定員の適正化の方向性で検討が進められている**こと等を踏まえ、特定の地域等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合であっても、臨時定員としてではなく、まずは、恒久定員内地域枠に移行して設置することについて大学と調整の上、検討を行うこと。また、地元出身者枠についても、恒久定員内への設置について積極的に大学と調整を行うとともに、地域枠等の医師のキャリア形成を支援することとされていることに留意し、臨時定員の必要性について十分に検討すること。

大学においては、大学における人材の確保及び定着等の観点でも恒久定員内での地域枠や地元出身者枠の設置の検討を進めるとともに、都道府県から、臨時定員地域枠か

ら恒久定員内地域枠や地元出身者枠への移行について相談があった際には、当該移行について積極的に検討を行うこと。

このほか、都道府県及び大学においては、地域枠の学生に限らず、医学生全体に対して地域医療への関心を高めさせるための取組についても検討すること。

② 令和8年度臨時定員の増員申請に関する政府の方針

文部科学省及び厚生労働省は、令和6年度までに認可した臨時定員の運用実績（地域枠の欠員及び離脱の状況、離脱防止の取組、義務履行期間中の医師少数区域への配置状況等の実績をいう。）や、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置状況等を踏まえ、増員の必要性を精査し、**全体として令和6年度の全国の医学部入学定員数を超えない範囲で、かつ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り増員申請を認める**（ただし、全ての地域枠の従事要件に、特定の診療科を位置付けることを義務付けるものではない。）。

なお、令和8年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法については、前述の通り検討会での議論の結果を踏まえて医学部臨時定員の配分・調整を行う予定であること、また、配分・調整に当たり、都道府県及び大学に対して、増員の必要性等について有識者によるヒアリングにおいて説明を求める場合があることに留意すること。

（2）研究医養成のための入学定員増

令和6年度において、令和7年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、基礎医学及び社会医学等に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、第8回今後の医学教育の在り方に関する検討会（令和6年3月18日）で示された研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供を行いながら、Physician-Scientistを含む基礎医学や社会医学の素養を有する優れた研究医を養成する拠点を担う大学に限り、医学部定員の方向性も踏まえて、増員申請を認める。

なお、「研究医養成拠点としてふさわしい実績」については、次の要素を満たすものとする。

- ・継続的に基礎医学及び社会医学分野へ進学する大学院生を確保してきた客観的な実績があり、それが大学より説明されること。
- ・大学院博士課程修了者のうち基礎医学及び社会医学分野に就職し、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績を有し、研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供等の取組と併せて、大学より説明されること。
- ・過去3年間に、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組若しくは研究の基盤が国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助事業に採択された実績があること、又は、これに類する、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関

する取組若しくは研究の基盤が優れたものと評価された実績があること。

- ・その他、これに類する、他大学と比較した際に基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点としてふさわしいと考えられる客観的な実績があり、それが大学より説明されること。

また、「特別コース」については、基礎医学及び社会医学に関するMD-PhDコースの設置等、他の学生とは異なるカリキュラムを編成することにより、学部・大学院を一貫した基礎医学及び社会医学に関する教育内容・教育体制が構築されているものであり、以下のような措置が複数講じられ、研究医養成に関する有効性が高い取組を有するものとする。

- ・専用の入試枠を設けて基礎医学及び社会医学に関する研究意欲の高い入学者の選抜を行うもの。
- ・学生が研究活動を実施するために必要となる研究費について予算措置がなされるもの。
- ・学生が研究成果を発表できるよう、学会発表及び論文発表の機会が設けられており、その指導に必要な体制が構築されるもの。
- ・臨床研修により研究活動が中断されることのないよう、配慮がなされるもの。
- ・研究医となった際の常勤ポストが確保されるもの。
- ・その他、研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組が実施されるもの。

今後、研究医養成のための「特別コース」の履修者に対する追跡調査を行うこと等もあることから、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 入学定員等の臨時増員の期間

「令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、増員期間は1年間（令和8年度まで）とする。

2. 令和9年度の入学定員に関する方針

令和9年度の医学部定員の方向性については、第9回検討会において、令和9年度の入学定員の検討等に当たっては、定員総数としては地域における医師確保への大きな影響が生じない範囲で適正化を図るとともに、地域における医師確保に向け、大学の恒久定員内への地域枠の設置を推進するための課題や、地域の医師確保に向けて医師養成過程を通じた取組を推進するために必要な対応を検討することとされた。

以上の議論を踏まえ、今後、令和8年度医学部臨時定員増に関する意向調査に併せて、各都道府県等における地域への定着促進の取組状況等についても調査を行うことを予定しており、検討会における充実した議論のためにも各都道府県等においては準備方お願いします。なお、調査への回答の状況によっては、追加のヒアリングや、検討会での紹介等を行う場合があることに留意すること。

3. 今後のスケジュール

令和7年3月中を目途に、各都道府県及び医学部を置く各国公立私立大学に対し令和8年度医学部臨時定員増に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施する。回答の内容を踏まえ、増員の必要性等について、有識者ヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。その後、令和7年8月を目途に令和8年度入学定員増員計画等の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

令和9年度以降の医学部総定員数の方針については、検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知する。

4. 留意事項

(1) 特定地域内の大学における令和8年度の臨時定員増の申請について

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第13条第3号に規定する特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外の対象とされる医学部臨時定員増は、大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準」という。）第3条第1項第1号（上記1.（1）及び（3）に相当）のみであり、認可基準第3条第2号（上記1.（2）に相当）については、同法第13条第1号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなるため、留意すること。

また、特定地域内の大学は、令和8年度臨時定員増の申請に際しては、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）第4条第1項、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成30年内閣府、文部科学省令第1号）第9条第1項に基づき所定の届出書に説明書等を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、認可基準第1条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を参照の上、遺漏のないよう対応すること。また、国立大学についても認可基準に準ずることとされているため、遺漏のないよう対応すること。

(2) 令和8年度に臨時定員増を行おうとする大学における認可基準第1条第1項第3号及び第4号の規定の適用について

医学部臨時定員増に係る学則変更の認可の申請の審査に関しては、認可基準附則第3項の規定により、同告示第1条第1項第3号及び第4号の収容定員充足率に係る審査基準は適用しないこととなっているが、各大学においては当該枠組みの増員の希望の有無にかかわらず、適正な定員管理に努めること。

令和8年度医学部臨時定員増に係る現時点のスケジュール（予定）

3月頃	令和8年度の医学部臨時定員増に係る意向調査及び都道府県・大学における地域への定着促進の取組状況等に係る調査の実施
5・6月	（必要に応じて）追加調査 文部科学省・厚生労働省ヒアリング 有識者ヒアリング
8月頃	増員計画提出依頼発出 増員計画提出〆
以降	収容定員に係る学則変更認可申請等受付開始 大学設置分科会等への諮問 学則変更認可の結果を各大学へ通知

※スケジュールが変動する可能性がありますこと御承知おきください。